

経済産業省

29 貿情セ調（経提）第 9 号

貿易経済協力局 貿易管理部

平成 30 年 2 月 15 日

安全保障貿易管理課 黒田課長殿

安全保障貿易審査課 三橋課長殿

写)

安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、飯泉係長殿

安全保障貿易審査課 井上総括課長補佐殿、渡井係長殿

連続式の混合機（貨物等省令第 3 条第九号の二）の該非判断  
に関する Q&A 掲載について（お願い）

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
先端材料関連分科会  
主査 宮寄 斉

表題について、下記のとおり要望いたします。

ご検討をお願い申し上げます。

記

1. 要望内容：

貴省安全保障貿易管理ホームページに、以下の Q&A を掲載することを要望いたします。

Q： 連続式の混合機（貨物等省令第 3 条第九号の二）の部分品については、規制対象範囲の絶対圧力で混合することに関わる「ベント」

部品など、「本体装置（連続式の混合機）を規制該当たらしめる部分品」を規制対象とするものであると解釈してよいですか。また、ボルトや減速機、スクリー、ヒータ関連部品など、『規制対象範囲の絶対圧力で混合することができる』等の、規制に係る機能とは直接的な関係が無く、本体装置を該当たらしめるものではないが、他の用途において『そのままのサイズや設計』等で用いることもない部分品」は規制対象ではないと解釈してよいですか。

A： そのように理解して結構です。運用通達の解釈にある「他の用途に用いることができるものを除く。」とは、本体装置（連続式の混合機）を「規制該当たらしめる部分品」が規制対象となっていることを示しています。例えば、規制パラメータとして定められている絶対圧力の範囲で混合することに関係するベント関連の部分品は規制該当と考えられますが、ヒータやスクリー等は規制対象とはならないものと考えて良いでしょう。

## 2. 要望の背景・理由等：

- (1) 連続式の混合機（貨物等省令第3条第九号の二）の部分品については、運用通達において「他の用途に用いることができるものを除く。」との解釈が示されております。この規定は、「本体装置（連続式の混合機）を規制該当たらしめる部分品」が規制対象であることを示しているものと理解しております。
- (2) MTCR（4.B.3.）の規制においても、"Specially designed"（「特別に設計された」）の部分品が規制対象であり、"Designed or modified"（「設計された又は改造された」）の部分品は規制対象ではありません。これは、上記(1)の理解と整合しているものと認識しております。
- (3) 米国、ドイツ等の他国においても、上記(1)及び(2)と同様の運用がな

されていると伺っております。

- (4) 他方、我が国では、運用通達の解釈に示された「他の用途に用いることができるものを除く。」という文言を過度に慎重に判断している事例が散見されます。具体的には、本来は規制該当とはならない、『規制対象範囲の絶対圧力で混合することができる』等の規制趣旨とは関係無く、本体装置を該当たらしめるものでもないが、他の用途でそのまま用いることもない部分品（例えば、ボルトや減速機、スクリー、ヒータなど、MTCRでは、"Designed or modified"にあたると思われる部分品）までも規制該当として取り扱う状況が生じています。「連続式の混合機の規制パラメータと直接関係の無い部分品」についても、「規制該当の連続式の混合機のためにサイズ等を調整し、設計した。」というだけで規制該当として判断している事例があります。これらは、輸出者等が規制の趣旨を十分に理解していないために生じている事象ではありますが、一方で、運用通達の解釈に示された文言を見て判断する輸出者等の立場からいたしますと、現状ではこのような事態が生じることも致し方ない側面があるように愚考いたします。
- (5) このような状況を改善することは、企業における管理の負担を削減するだけでなく、貴省に対する「本来は必要のない輸出許可申請」が減ることにも繋がるものと考えます。輸出者等の理解を深めることで規制の国際調和を確実に実現させ、我が国企業等の国際競争上の公平性を保つことも重要な視点であると思慮いたします。
- (6) 本件は、製造メーカ、輸出者その他の関係者が Q&A を読むことで、法令に定められた規制趣旨を正確に理解し、以てより適正な輸出管理を実現できるようにすることを目的としてご提案し、要望するものです。

以上